

[明石市労働組合連合会への回答]

年末一時金及び2022年度賃金改善等
に関する要求について（最終回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

- 1 勤勉手当については、本年の人事院勧告どおり、一般職にあつては、支給率を年間0.1月引き上げ、本年12月1日に遡及するための条例改正案を本年12月議会に提出します。

また、現行の条例・規則等に基づく期末勤勉手当は、12月9日に支給し、改正後の条例・規則等に基づく勤勉手当の差額は、12月28日に支給する予定です。

（参考：現行の支給率）

期 末 手 当	1.200月(再任用職員0.675月)
勤 勉 手 当	0.950月(再任用職員0.450月)
合 計	2.150月(再任用職員1.125月)

（参考：改正後の支給率）

期 末 手 当	1.200月(再任用職員0.675月)
勤 勉 手 当	1.050月(再任用職員0.500月)
合 計	2.250月(再任用職員1.175月)

2 給料月額については、本年の人事院勧告どおり若年層を対象に引き上げ、本年4月1日に遡及するための条例改正案を本年12月議会に提出します。

また、改正後の条例・規則等に基づく差額分は、勤勉手当の差額とあわせ、12月28日に支給する予定です。

3 再任用職員の職務・職責については、国や近隣他都市の状況のほか、本年12月に実施する定年引上げ対象職員への意向調査の結果を踏まえ、60歳以降の働き方の整理を進めていく考えです。

その上で、令和6年度から、整理後の職務・職責に応じた職務給を適用していく考えです。

4 定年年齢の引上げについては、来年4月1日からの制度導入に向け、本年12月議会に条例改正案を提出します。

なお、制度の運用に関し、協議すべき事項については、今後も引き続き協議していく考えです。